

第1回 草津市住民投票条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年3月13日（火）15:00～17:00

場 所：草津市立まちづくりセンター 309号室

1 あいさつ

2 委員紹介、事務局紹介

3 草津市住民投票条例検討委員会設置要綱について

4 委員長、副委員長の選出について

○委員長に上子委員、副委員長に田中委員が選出された。

5 検討事項

(1) 草津市自治体基本条例の概要及び草津市住民投票条例の制定方針について

(確認された事項)

- ・草津市自治体基本条例で住民投票に関する条例を制定することとされており、草津市自治体基本条例の施行日である平成24年4月1日から1年以内に住民投票に関する条例を施行する必要がある。

(2) 今後の検討予定スケジュールについて

(確認された事項)

- ・平成24年8月頃までに検討委員会としての提言書をまとめるため、それまで月1回程度の委員会を開催することとする。

(3) 住民投票条例の概況や主な論点等について

(主要な意見)

- ・普通の選挙と同じような投票を前提とするのではなく、郵送など柔軟な発想で、多額の経費をかけずに、簡易な方法でも住民の意思を確認するほうがいいのではないか。
- ・市長と市議会があるのに、住民投票をするということが想定しづらく、どんな対象事項が考えられるのかがないと判断できない。
- ・住民からの住民投票請求と、市長単独による住民投票請求は重みが違う。
- ・対象事項をどうするかとその投票資格者はセットで考えるべきである。

(確認された事項)

- ・通常の投票方法以外の方法についても検討を進めることとする。
- ・本市では常設型の投票制度を規定していることから、どのような時に住民投票が行われることを想定しているか、次回に事務局から示すこととする。
- ・住民投票の対象事項について、地方自治法の直接請求で認められている条例の制定・改廃が対象となるかどうか論点に入れることとする。

- ・住民が求める場合のみ投票を行うという制度設計についても検討事項に盛り込むこととする。
- ・発議者と投票資格者を一致させることができるのかという点について、検討事項に盛り込むこととする。
- ・対象事項と投票資格者をセットで検討することとする。